

改正案	現行
<p>（商標登録の査定期間）</p> <p>第二条 商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五條第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。</p> <p>一 商標法第九條第一項、第十條第二項（同法第十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の三十二第二項（同法第六十八條の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定</p> <p>二 商標法第十七條の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七條の三第一項の規定</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八條の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六</p>	

条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で通商産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から一年六月とする。

（特許法施行令の準用）

第三条（略）

2）3（略）

（特許法施行令の準用）

第二条（略）

2）3（略）

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第一条関係）

改 正 案

2 (略)	<p>(商標法関係手数料)                  第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>				一、 二、	納付しなければならない者	金額
		六	商標法第六十八条の六の規定により 特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者	一件につき四千二百円	(略)		
		五	商標法第六十八条の五の規定により 特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者	一件につき四千二百円	(略)		
		四	商標法第六十八条の四の規定により 特許庁長官に事後指定をする者	一件につき四千二百円	(略)		
		三	商標法第六十八条の二の規定により 特許庁長官に国際登録出願をする者	一件につき九千円	(略)		
		二、			(略)		

現 行

2 (略)	<p>(商標法関係手数料)                  第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする</p>		一、	納付しなければならない者	金額
		七、		(略)	(略)

商標登録令（昭和三十五年政令第百四十二号）（第三条関係）

改 正 案

現 行

（登録事項）  
 第一条 商標に関する登録は、商標法第七十一条第一項各号（同法第六十八条の二十七第一項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項及び同法附則第二十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項についてする。

一（三）（略）

2 | 商標法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条、第三条第一号及び第四号から第六号まで並びに第四条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第一号中「登録」とあるのは「登録又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録」と、同条第五号中「特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項」とあるのは「商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは附則第十四条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十七条第一項」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく

（登録事項）  
 第一条 商標に関する登録は、商標法第七十一条第一項各号に掲げる事項及び同法附則第二十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項についてする。

一（三）（略）

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条、第三条第一号及び第四号から第六号まで並びに第四条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第五号中「特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項」とあるのは「商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは附則第十四条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十七条第一項」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と読み替えるものとする。

く権利」と読み替えるものとする

(商標原簿の範囲)

第三条 (略)

2、3 (略)

4 国際登録に基づく商標権については、第二項の規定は、適用しない。

(閉鎖商標原簿)

第五条 特許庁長官は、商標権の消滅の登録をしたとき、又は国際登録に基づく商標権に係る商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録が消滅したときは、通商産業省令で定めるところにより、商標登録原簿における当該商標権に関する登録を閉鎖商標原簿に移さなければならない。

(職権による登録)

第七条 (略)

一、六 (略)

七 国際登録に基づく商標権に係る国際登録簿に登録された事項

(更正)

第九条の二 特許庁長官は、第一条第二項の規定により登録すべき事項(同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。)の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録について同法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項に係る更正の通報で通商産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならない。

(特許登録令の準用)

(商標原簿の範囲)

第三条 (略)

2、3 (略)

(閉鎖商標原簿)

第五条 特許庁長官は、商標権の消滅の登録をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、商標登録原簿における当該商標権に関する登録を閉鎖商標原簿に移さなければならない。

(職権による登録)

第七条 (略)

一、六 (略)

(特許登録令の準用)



年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八條の二十に規定する国際登録に基づく商標権）（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八條の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條の第二項若しくは第二項又は第六十五條の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八條第一項第三号中「特許番号」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八條の第二項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六條第一項第三号中「特許法第九十五條」とあるのは「商標法第三十四條第一項」と、同令第六十條第一項中「申請するときはこの限りでない」とあるのは「申請するとき及び国際登録に基づく商標権について信託の登録を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十一條第一項中「申請しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならない。ただし、国際登録に基づく商標権について信託の登録の抹消を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十二條第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と読み替えるものとする。

登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、商標法第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條の第二項若しくは第二項又は第六十五條の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第四十六條第一項第三号中「特許法第九十五條」とあるのは「商標法第三十四條第一項」と読み替えるものとする。

弁理士法施行令（大正十年勅令第四百六十六号）（附則第二条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>第三十八条（略） 一、六（略） 七、国際登録出願ノ願書 八、（略） 九、（略） 十、（略） 2（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>第三十八条（略） 一、六（略） 七、（略） 八、（略） 九、（略） 2（略）</p>